事務連絡

平成３０年６月７日

　介護保険事業所　各位

指宿市健康福祉部

長寿介護課介護保険係

平成３０年８月以降の負担割合証及び負担限度額認定申請書の送付について

　本市の介護保険事業につきましては，かねてよりご協力を賜り感謝申し上げます。

　さて，「介護保険負担割合証」は原則として本人の住所地へ郵送いたしますが，紛失等により，確実にサービス提供事業所へ提示できない場合があるとのことから，例年，本人やご家族の了承が得られた利用者分に限り，介護保険事業所へ送付しているところです。

　つきましては，今年度，貴事業所に入所または担当されている被保険者の「介護保険負担割合証」を取りまとめて受け取りを希望される場合は，添付ファイルの「送付先確認リスト」に必要事項を入力し，下記のとおり電子メールで提出してください。

　また，介護保険負担限度額認定申請書につきましても，本市ホームページの申請書コーナーからダウンロード出来ますので，ご利用ください。

　なお，介護保険負担限度額認定申請書の送付を希望される事業所は，必要枚数を下記問い合わせ先までご連絡ください。

記

　　　１　提 出 先　　指宿市役所長寿介護課介護保険係

　　　２　提出方法　　電子メール　[choju@city.ibusuki.jp](mailto:choju@city.ibusuki.jp)

　　　３　提出期限　　平成３０年６月２１日（木）

　　　４　作成方法　　エクセルデータ（対象者の被保険者番号・氏名）

　　　５　様　　式　　・送付先確認リスト（添付ファイル）

・介護保険負担限度額認定申請書（本市ホームページ）

<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/page007260.html>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒891-0497指宿市十町2424番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指宿市役所健康福祉部長寿介護課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険係　（0993）22-2111　内線253･254